

西脇市都市計画審議会の会議の記録

審議会等の名称	平成29年度第3回西脇市都市計画審議会
開催日時	平成29年10月26日（木） 午前10時00分～11時00分
開催場所	西脇市役所2階 特別会議室
出席委員の氏名又は人数	吉本 剛典 生田 忠之 齋藤 太紀雄 古西 祐子 浅田 康子 岩崎 貞典 高橋 博久 藤原 廣司 内橋 昌子 白井 伸幸
欠席委員の氏名又は人数	松本 和幸 石田 均
出席職員の職・氏名又は人数	市長 片山 象三 (幹事) 技監 藤原 信一 都市整備部長 嶋本 隆男 (事務局) 都市住宅課長 吉田 尚史 都市住宅課課長補佐 植木 敬介 都市住宅課主査 松原 正佳 都市住宅課 泉 佳甫
公開・非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	1人
議題又は協議事項	1 開会 2 市長あいさつ 3 会長あいさつ 4 審議事項 (1) 議案第1号 西脇市特別指定区域の指定及び指定の変更の申出について（諮問第1号） (2) 議案第2号 西脇市市街化調整区域土地利用計画の変更について（付議第1号） 5 報告事項 (1) 西脇市立地適正化計画の策定について

議題又は協議事項	6 その他 7 閉会
会議の記録（概要）	
発言者	
事務局	1 開会
市長	2 市長あいさつ
会長	3 会長あいさつ
事務局	○ 会議成立報告 事務局より、委員数12名中、本日の出席委員数10名により、本日の会議が成立する旨を報告
議長	○ 議事録署名人選出 浅田委員、内橋委員の2名を本日の議事録署名人に指名
議長	○ 会議の公開・非公開確認 議事運営規則第7条第2項の規定により、同条第1項への該当の有無について協議し、非公開内容は無いことが審議会において確認され、本日の会議は公開することが決定された。
事務局	○ 傍聴定員の決定 事務局より、本日の傍聴希望者は1名であることを報告。傍聴要綱第2項に定める定員以下のため、1名全員の入室が許可された。
市長	○ 諮問・付議 諮問書及び付議書の読み上げ。  ○ 市長退席
	4 審議事項 (1) 議案第1号 西脇市特別指定区域の指定及び指定の変更の申出について（諮問第1号）

事務局	<p>※(2)議案第2号西脇市市街化調整区域土地利用計画の変更について（付議第1号）についても一括して説明</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>資料1及び2に基づき、事務局より内容説明</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>説明のあった内容について、委員の意見等を求める。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地に進出を予定している企業はあるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>鉄工所が進出を予定していると聞いている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>今後のスケジュールについて説明があったが、再度説明いただきたい。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別指定区域の指定については、本日、当審議会です支障のない旨を決定いただくと、まず、県知事宛てに申出を行い、その後、12月12日に開催される兵庫県開発審査会において審議され、その場で支障なしと決定いただくと、兵庫県によって指定告示の手続きが行われ、区域指定されることになる。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>進出予定企業は、今回、新たに西脇市内に進出しようとしているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、西脇市内で操業されているが、規模拡大のため、新たな土地を求めていると聞いている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在の場所と新たな場所は、どの程度の規模か。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在は約1,500㎡（約450坪）で、新たな場所は約2,500㎡（約750坪）である。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の指定により、人口が増える可能性はあるのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>工場の建設であるため、直接人口増とはならない</li> </ul>

	<p>が、進出予定企業は、雇用等についても考えておられるようである。</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>規模拡大ということで、良いことであると思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>今回の規模拡大後、さらに規模を拡大したいとなった場合、可能か。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地のみが対象である。</li> <li>現在の制度が継続されていれば、当該地で10年間操業されると、「既存工場の拡張区域」という異なる特別指定区域制度のメニューが適用できるようになり、規模拡大の手続きが行える。当然、農地法等の関係法令はクリアしなければならない。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地の北側と南側にそれぞれ建物があるが、それらは住宅ではないのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>北側は、航空写真では建物があるが、現在は更地となっている。</li> <li>南側は、住宅が立地している。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>当該地は国道 175号に近接しており、立地条件として良い場所だと思うが、住宅が立地している中に工業系の土地利用を図るかたちとなっている。このことについて、地区の合意は得られているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成25年度に特別指定区域指定の見直しを行った際に、当該地が位置する高松町より、土地利用を図りたいとの申し出があったことから動き出したものである。当時は調整がつかなかったが、今回進出しようとする企業については、高松町を通じて申し出があったものであり、地区の理解は得られている。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>議案第1号について、賛成委員の挙手を求める。</li> </ul> <p>○ 委員全員の挙手により、原案通りで支障ないものと認められた。</p>

議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議案第2号について、賛成委員の挙手を求める。</li> <li>○ 委員全員の挙手により、原案通り可決された。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 答申書については、会長一任で作成させていただいてよいか。</li> <li>○ 異議なし</li> </ul> <p>5 報告事項</p> <p>(1) 西脇市立地適正化計画の策定について</p>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 説明のあった内容について、委員の意見等を求める。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立地適正化計画は新庁舎等建設事業とも関連するものであるが、新庁舎等建設事業の進捗はどのようになっているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度に取りまとめた基本構想に基づき、新庁舎建設室で検討を進めている。現在、基本設計を行う事業者が決定しており、基本設計の段階である。工事業者はもう少し先のこととなる。</li> <li>・ 立地適正化計画との関係としては、都市再生整備計画事業を予定しているが、平成30年夏頃から国への要望が始まるため、平成30年5月頃には立地適正化計画を策定したいと考えている。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計はどの事業者が行っているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ プロポーザル方式により、株式会社昭和設計が受託している。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画策定の第4段階は、年内開催予定だったが、年度内開催になるという理解でよいか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年2月頃に開催したいと考えている。</li> </ul>

委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新庁舎等の周辺道路はどのような予定になっているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新庁舎等周辺道路の整備については、実施設計を発注済みである。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 先行して道路整備を行うのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 並行して行うことになると思う。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 土地所有者の了承は得られているのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現在実施設計の段階であり、用地交渉は設計後である。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間に合うのか。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新庁舎は平成33年3月完成を目指している。</li> <li>・ 国道427号は下戸田北交差点までの拡幅整備を兵庫県が進めており、新庁舎完成時には整備されるものと考えている。</li> <li>・ できることから行っていくことになると思うが、新庁舎周辺道路や、西側や東側から新庁舎へアクセスする道路についても頑張って整備していきたいと考えている。</li> </ul>
議長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新庁舎が建設されても、周辺道路が狭いようではよくないと考える。新庁舎完成と同時に整備が終わるよう、頑張っていたきたい。</li> <li>・ 平成32年度は新庁舎の完成と新市15年が重なる年度である。何かイベントができると良いと思う。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 立地適正化計画は、計画策定の各段階で各審議会等の意見を聞いているが、国等との協議が整っていないことから、4段階目が遅れているとの説明があった。これまで都市計画審議会でも3回の協議を行ったが、その内容が変わってくるということか。</li> </ul>

事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 内容が変わるのであれば、4段階目の案の検討に至るまでに、都市計画審議会の意見を聞く場が必要ではないか。</li> <li>・ 国等との協議でどういったことが変わるのか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ これまで3回行ってきたことは、基礎調査等から作成してきたものであり、大前提が変わるわけではない。しかし、区域については、国等との協議で変わってきている。</li> <li>・ 会議については、庁内検討委員会や有識者懇話会も3段階目の内容で再度実施しており、都市計画審議会の意見を聞く場を調整したいと考えている。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントを実施されると思うが、いつ頃を予定しているか。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成30年の3月又は4月頃を予定している。</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ パブリックコメントでは、あまり多くの意見が集まっていないように思う。できるだけ意見をいただけるような工夫をお願いします。</li> </ul>
委員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 昨年度より、パブリックコメントの制度が変わっている。制度変更後にパブリックコメントを実施した「西脇市空家等対策計画」では15件、「西脇市新庁舎・市民交流施設整備基本構想」では73件の意見が寄せられている。</li> <li>・ 本計画においても、意見が寄せられるよう工夫したい。委員におかれても、周知いただければ嬉しく思う。</li> <li>・ 本日は、1点目に特別指定区域制度について、2点目に立地適正化計画の策定についての審議を行った。特別指定区域制度は分散、立地適正化計画は集中といった特性を持っており、これら2つについては、一見逆の方向を向いているように捉えられる。しかし、これらの制度を西脇市の中でどのように活用していくかが重要である。立地適正化計画の策</li> </ul>

都市整備部長	<p>定に当たっては、国等との協議に時間を要しているが、国の方は地域の実態を見ているわけではないため、西脇市に住んでいる人にとって、どのような方向に向かうことが良いのかを本当に考えられるのはこの都市計画審議会の場である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新庁舎の建設や都市機能の充実は大切である。また新たな工場についても、地域としてバックアップしていくとのことである。地域のことを親身になって考えられるのは、都市計画審議会である。</li> <li>・ 都市計画審議会等の意見と国等との協議結果をうまくすり合わせ、国にも認めてもらえる計画となるよう頑張っていたきたい。</li> </ul> <p>6 その他</p> <p>○ 特になし</p> <p>7 閉会</p> <p>都市整備部長より閉会のあいさつ</p>
--------	--